

8 農産第 2208 号
令和 8 年 8 月 20 日

関東農政局長 殿

農産局長

令和 8 年 8 月千葉豪雨に伴う水田活用直接支払交付金等に関する手続の
期限の延長措置について

令和 8 年 8 月千葉豪雨による被害を受けた地域において、水田活用直接支払交付金等に関する手続の期限については、下記のとおり延長措置を講じることとしたので、御了知願います。

また、このことについて、貴職から千葉県拠点地方参事官、千葉県知事及び千葉県農業再生協議会長に対して、通知をお願いいたします。

記

1 対象

令和 8 年 8 月千葉豪雨に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された千葉県内市町村の区域に住所を有していた生産者及び取組主体並びに当該区域には場を有していた生産者

2 延長措置の内容

（1）水田活用直接支払交付金関係

ア 交付申請書及び営農計画書並びに添付書類等の提出期限

水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」といいます。）別紙 1 の第 5 の 5 の（1）の規定により、取組計画書を変更した場合における変更後の営農計画書等を提出する期限は、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」といいます。）Ⅲの 2 の（1）ただし書に基づき、本年 8 月 20 日としているところ、これを本年 9 月 30 日に延長します。

また、この提出期限の延長に併せて、実施要綱Ⅲの 3 の（1）の②ただし書における提出期限は、本年 8 月 20 日であるところ、これを本年 9 月 30 日に延長します。

イ 水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積についての報告期限

実施要綱別紙 13 の 3 の (2) の④における「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」(様式第 11-7 号)に係る報告期限は、本年 9 月 30 日であるところ、これを本年 11 月 10 日に延長します。

(2) 加工用米等取組計画書の変更に係る提出期限

推進要領別紙 1 の第 5 の 5 の (1) の規定に基づく取組計画書の変更に係る提出期限は、本年 8 月 20 日であるところ、これを本年 9 月 30 日に延長します。

(3) 水田における作付状況に係る報告期限

推進要領第 3 の 2 の (1) の規定に基づく水田における作付状況に係る報告期限は、以下のとおりとします。

ア 本年 9 月 15 日時点公表時

千葉県での加工用米等の作付面積は、本年 6 月末時点の水田における作付意向を据え置くこととし、千葉県からの報告は求めません。

なお、本年 9 月 15 日時点では、水田における作付状況の全国値は暫定値として公表します。

イ 本年 10 月 25 日現在の予想収穫量公表時

(2) の取組計画書の変更を踏まえた、千葉県の加工用米等の作付面積の報告期限は、本年 10 月 31 日とします。

なお、統計部が本年 11 月に公表を予定している「令和 8 年産水稻の作付面積及び 10 月 25 日現在の予想収穫量」と併せて、水田における作付状況の全国値を確定値として公表します。

(4) 加工用米等の生産集出荷数量に係る報告期限

推進要領別紙 1 の第 7 の 2 の規定に基づく加工用米等の生産集出荷数量に係る報告期限は、本年 12 月 20 日であるところ、これを翌年 1 月 31 日に延長します。

3 その他

千葉豪雨の被災状況により、本通知で定められた期日の延長以外の措置を行う必要がある場合は、個別に協議するものとします。